

# 情報公開に関する独立行政法人日本貿易振興機構の審査基準

令和4年4月1日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第170号

## (目的)

第1条 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号。以下「法」という。)に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)が保有する法人文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準は、機構が当該決定をするか否かを判断するために必要とされる基準を定めるものであり、法の適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。

## (法人文書)

第2条 この審査基準において法人文書とは、法第2条第2項の法人文書をいい、これに該当するか否かの判断に際しての基本的な考え方は、別添1に示すとおりとする。

## (開示の原則)

第3条 機構は開示請求があったときは、第4条から第9条までに定める場合を除き、開示請求をした者に対し、開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)を原則とする。

## (不開示情報が記録されている場合)

第4条 機構は、開示請求に係る法人文書に法第5条各号の不開示情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合は、第10条又は第11条による場合を除き、当該法人文書を開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をする。開示請求に係る法人文書が不開示情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添2に示すとおりとする。

## (法人文書を保有していない場合)

第5条 機構において開示請求に係る法人文書を保有していない場合、機構は不開示決定をする。

## (開示請求の対象が訴訟等に関するものである場合)

第6条 開示請求の対象となる法人文書が刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物等で法が適用されないものである場合においては、機構は不開示決定をする。

## (法人文書が特定できない場合)

第7条 開示請求に係る法第4条第1項の開示請求書に形式上の不備がある場合であって、機構が同条第2項に基づき補正を求めたにもかかわらず、なお当該開示請求書に形式上の不備がある場合は、機構は不開示決定をする。

## (他の法令による開示の実施との調整)

第8条 開示請求に係る法人文書に関し、他の法令の規定により法第15条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(法第16条第2項の規定による場合を含む。)には、当該法人文書を当該他の法令に基づき開示するものとし、法に基づく開示は行わないものとする。

## (移送の決定をすべき場合)

第9条 法第12条及び法第13条の規定により事案を他の独立行政法人等及び行政機関の長に移送するときは、機構は開示請求者に対しその旨を書面により通知し、移送後は当該他の独立行政法人等及び行政機関の長に対し、開示の実施等に関し必要な協力を行うものとする。

## (部分開示)

第10条 機構は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を不開示決定することとし、その他の部分についてのみ開示する旨の決定をする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。この場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断する際の基本的な考え方は、別添3に示すとおりとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第11条 機構は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し当該法人文書を開示するものとする。この場合において、当該法人文書を開示するかどうかを判断する際の基本的な考え方は、別添4に示すとおりとする。

(法人文書の存否に関する情報)

第12条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、機構は当該法人文書の存否を明らかにしないで、不開示決定をするものとする。この場合において、どのような場合がこの場合に該当するかについての判断をするに際しての基本的考え方は、別添5に示すとおりとする。

## 附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

法人文書該当性の判断基準（法第2条第2項関係）

第2条

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項に規定する特定歴史公文書等
- 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

開示請求の対象が法第2条第2項に規定する法人文書に該当するかどうかの判断基準は、以下の規定の解釈により行う。

【解 釈】

（1）「独立行政法人等の役員若しくは職員が職務上作成し、又は取得した」

独立行政法人等の役職員が自らに割り当てられた仕事を遂行する立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、受付印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

（2）「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」

「文書、図画」は、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものを指し、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、コンピュータによる情報処理のためのプログラムについても、法第2条第2項ただし書に該当するものを除き、「電磁的記録」に該当する。なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

（3）「当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるもの」

「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した役職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該独立行政法人等の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、

- ① 役職員が単独で作成し、又は取得した文書であつて、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、
- ② 役職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、
- ③ 役職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の役職員の検討段階の文書等。なお、担当役職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）

などは、組織的に用いるものには該当しない。

作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、

- ① 文書の作成又は取得の状況（役職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、
- ② 当該文書の利用の状況（業務上必要として他の役職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の役職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、
- ③ 保存又は廃棄の状況（専ら当該役職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している役職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）

などを総合的に考慮して実質的な判断を行う。

また、どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されるが、例えば、

- ① 決裁を要するものについては起案文書が作成され、稟議に付された時点、
- ② 会議に提出した時点、
- ③ 組織として管理している役職員共用の保存場所に保存した時点

等が一つの目安となる。

(4) 「当該独立行政法人等が保有しているもの」

「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることをいう。）していれば、「所持」に該当し、保有していることに該当する。

また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

(5) 「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」（法第2条第2項第一号）

「不特定多数の者に販売することを目的として発行される」文書には、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

また、独立行政法人等が行っている公表資料等の情報提供は、本号に該当せず、開示請求の対象となる。これは、このような情報提供については、その内容、期間、方法等が独立行政法人等の裁量に委ねられており、例えば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあることから、一律に対象から除くことは適当ではないことによる。

## 別添 2

### 不開示情報該当性の判断基準（法第5条関係）

#### 1. 法第5条本文に関する判断基準

##### （法人文書の開示義務）

第5条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

法第5条の規定により、独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならないが、開示する際の判断基準は以下の規定の解釈により行う。

#### 【解 釈】

##### （1）開示・不開示の基本的考え方

本法は、国民主権の理念にのっとり、独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、独立行政法人等の保有する情報は原則として開示する。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示決定等にあつたては開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する。

このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る法人文書を開示しなければならない。

##### （2）不開示情報の取扱い

不開示情報は、公益上特に必要があるとき以外は開示しない。ある情報が法第5条各号に掲げる複数の不開示情報に該当する場合があることから、ある情報を開示する場合は、同条各号に掲げる不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。

##### （3）開示の実施の方法との関係

本法でいう「開示」とは、法人文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された法人文書の開示の実施に当たり、法人文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合等は、一定の制約を設けることができる。

##### （4）不開示情報の類型

法第5条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第一号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

##### （5）第5条各号の「公にすること」

法第5条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。本法では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということが、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

##### （6）不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報に該当するかどうかの判断は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があつた都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該

当するわけではない。なお、個々の開示請求において不開示情報に該当するかどうかの判断をする時点は、開示決定等の時点（当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点）である。

## 2. 法第5条第一号に関する判断基準

### 第5条

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項一号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

開示請求に係る法人文書に記録されている個人に係る情報が不開示情報に該当するかどうかの判断基準は、以下の各規定の解釈により行う。

#### 【解 釈】

#### （1）個人に関する情報（法第5条第一号）

##### 1）「個人に関する情報」

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし個人情報の判断に当たり、原則として、公務員等に関する情報と非公務員等に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報をハにおいて除外している。

「個人」には、外国に居住している者も含まれ、国籍を問うものではない。また、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれ、生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されるのは不適當である。

##### 2）「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」

「営む」とは、同種の行為の反復継続的行為をいい、対価を得てなされるかどうかを問わない。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断するこ

とが適当であることから、本号の個人情報からは除外されている。また、事業者としてのものではない氏名、住所等の情報は本号で取り扱い、また、事業者としてのものと明らかではない氏名、住所等の情報も「事業を営む個人の当該事業に関する情報」ではないと判断されるのであれば本号で取り扱う。

3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等若しくは個人識別符号が含まれるもの」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された文字、記号、番号その他の符号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、例えば、年齢、性別、印影、履歴、振込金融機関名等、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることになる場合があることに留意する。なお、「記述等」には、例えば映像や音声の情報等もそれによって特定の個人を識別することができる限りにおいて含まれる。

4) 「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。なお、このことは、情報の性質、内容等に応じて、個別に適切な判断が必要であるが、個人のセンシティブな情報については、独立行政法人等として通常考慮すべき情報を挙げているものであり、判断に当たり、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報についてまで、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。ここで、特別の調査とは、例えば、法人文書の開示を受けた者が、開示文書の個人を特定するために、一般には入手困難な情報を特別に得るために調査活動を行うことが考えられ、この場合も情報の性質、内容等に応じて個別に適切に判断する必要がある。

また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。例えば、病歴の情報等センシティブな情報であって、その集団が少人数の場合には、当該情報を開示してもその集団のうち誰であるか厳密に特定できない場合であっても、特定の個人の権利利益の侵害のおそれを問うまでもなく、個人識別性があるものと取り扱って良い。

5) 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの等、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある場合については不開示情報に該当する。例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物（個人の研究成果の発言等の録音テープも含まれる）等がこれに該当する。

(2) 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法第5条第一号イ）

1) 「法令の規定により」

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。なお、「法令の規定」には、訓令その他の命令は、一般的には法規としての性質を持たないものであり、含まれない。また、法令の規定により期間を限定して法人文書（当該文書に個人情報に記載されているもの）の閲覧のみ許可している場合は、当該期間中は何人でも閲覧できるのであれば、少なくとも当該期間中においては、公にされている情報に該当する。

## 2) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらず、例えば、取材等でたまたま明らかになっているものであれば、一般的には「慣行として」には該当しない。

## 3) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。なお、誤ってそのような状態に置かれている場合や、他人の故意又は過失によりそのような状態に置かれている場合はこれに含まれない。また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

## 4) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれ、例えば、ある事業についての報告書を毎年公表している慣行があつて、同種の新規事業に着手し、同様に報告書を作成したが、当該報告書の事項も同様に特に異なった取扱をする必要がない場合などがある。換言すれば、同種の新規事業であっても、作成された報告書の事項が異なり、同種と判断されないのであれば、同種情報とはならない。

なお、「公にすることが予定されている」には具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含まれ、また、この「予定している」については、あらかじめ意思決定をしておくことは必ずしも必要ない。

## (3) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」 (法第5条第一号ロ)

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合には、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められる。また、現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、そのような蓋然性が高いか否かの事実認定は、特に調査等を行うことまで求められるものではなく、通常知り得る範囲内で判断することとなる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、例えば、人の生命等の保護の達成のために当該情報を開示する以外の代替的方法があることだけをもって、当該情報を開示しないことにはならない。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（法第7条）により判断する。



(4) 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(法第5条第一号ハ)

1) 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。

「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体、独立行政法人等の役員及び職員のほか、国务大臣、国会議員、裁判官等を含む。なお、外国政府又は国際機関の職員等は、ここでいう「公務員等」には該当しない。

2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、地方公共団体の機関又は独立行政法人等の役職員の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。他方、公務であってもその担当する職務と関係のない活動に関する情報、例えば、研修生にとっての当該研修における出席簿や個人成績表、報告書、試験結果等は含まれない。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、人事査定・評価情報、給与等情報は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。なお、人事査定・評価情報や給与等情報は法第5条第四号の不開示情報にも該当し得ることに留意が必要である。

3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

独立行政法人等の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、どのような地位、立場にある者(「職」)が、どのように職務を遂行しているか(「職務遂行の内容」)については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはならない。

他方、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示する。すなわち、当該公務員等の職名と氏名の対応関係が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示とはならない。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の官報等への掲載その他独立行政法人等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、独立行政法人等により作成され、又は独立行政法人等が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていることに該当することになる。

(5) 本人からの開示請求

本法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイからハ又は公益上の理由による裁量的開示(法第7条)に該当しない限り、不開示となる。

(6) 本号に該当する可能性がある主な例

1) 本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断する。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等があることに留意する必要がある。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの

i. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等若しくは個人識別符号が含まれるもの

- ・氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
- ・振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等若しくは個人識別符号が含まれるもの
- ・住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、振込金融機関名等単独では必ずしも特定の個人を識別できない場合もあるが、いくつかの記述等を組み合わせられることにより特定の個人を識別することができることとなる場合が多い記述等

ii. 上記 i. の記述等により特定の個人を識別できるもの

- ・思想、宗教、趣味等個人の内心に関する情報
- ・健康状態、病歴、診断書等個人の心身状態に関する情報
- ・家族構成、家計収支、財産、勤務先等個人の生活状態に関する情報
- ・出身地、学歴、資格、職歴、結婚歴等個人の経歴や社会的な活動に関する情報
- ・その他特定の個人を識別できる情報

② 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

- ・カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報
- ・個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがある情報

2) また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報における「他の情報」に該当する可能性が高い情報の例は、以下のとおりである。

- ・公知となっている情報
- ・図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報
- ・以前の開示請求により開示されている情報
- ・近親者、地域住民等であれば、通常入手可能な情報

### 3. 法第5条第二号に関する判断基準

#### 第5条

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

開示請求に係る法人文書に記録されている法人等に関する情報が不開示情報に該当するかどうかの判断基準は、以下の各規定の解釈により行う。

【解 釈】

(1) 法人等に関する情報（法第5条第二号本文）

1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

「法人その他の団体」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等、外国政府（これに準じるものを含む。）、外国政府により設置運営される貿易振興機関またはこれに類する機関、国際機関（APECなど国際会議その他国際的な協調に係る枠組みの事務局等を含む。）も含まれる。また、倒産や廃業、解散等により現時点で存在していない法人等についても、一般的には権利利益が継承された法人等の問題としてその正当な利益等を判断することになるが、個別の事案の内容によっては、「法人その他の団体」に含まれ得る。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等法人と何らかの関連性を有する情報を指し、例えば、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報、名誉、社会的信用、社会的活動の自由など法人の権利利益に関する情報等も当然含まれる。また、個別の事案の内容によるが、複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報と認められるのであれば、本号の情報に含まれる場合がある。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

2) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人（以下単に「法人等」という。）の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。情報の内容や法人等の類型によって法人の正当な利益等には様々な場合が想定されるが、例えば、法人等の類型だけを根拠に、自ずから本号のただし書の適用関係が決まるものではない。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。また、法人等の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり、例えば、毒性のある物質により人の生命、健康が損なわれているような急迫した事態が生じた場合に、当該物質に発生と具体的な発生源について明確な因果関係が証明されいなくとも何らかの因果関係があると推測される場合がこれに該当する。

(2) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第二号イ）

1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは法人等の公正な競争関係における地位を指し、具体的には、製造、販売等において他社に優る地位など、様々なものがある。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含む。

なお、具体的に正当性を判断するに当たり、法令上又は社会通念上保護されることが相当である当該法人等の利益を指し、公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報はこれに含まれない。

## 2) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等と独立行政法人等との関係、競争事情等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、複数の法人等に関する情報について、同様の事情があり、同様の理由が成り立つのであれば、いずれか一の法人等について、「正当な利益等を害するおそれ」が認められれば、当該情報全体（当該複数の法人等にとって）について不開示となる。法人等また、公にされる情報自体からは法人等の権利等が害されるおそれはないが、「他の情報と照合することにより」その可能性が生じる場合には、「害するおそれ」があるものと判断する。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(3) 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（法第5条第二号ロ）

### 1) 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの」

独立行政法人等の要請を受けずに、法人等から提供された情報は含まれない。ただし、独立行政法人等の要請を受けずに法人等から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等の側から非公開の条件が提示され、独立行政法人等が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には含まれる。なお、この合理的な理由はその都度変わるものであり、一度受諾したからといって同種又は類似の情報の提供に関して開示請求の度に必ず認められるものではなく、個別的な事情や時期、社会的背景等を勘案し、その都度判断する必要がある。また、提供後であっても近接した時点において、「法人等の側から非公開の条件が提示され、独立行政法人等が合理的な理由があるとしてこれを受諾した」場合には、例外的に、その時点から独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものに該当する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれない。

「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の事務又は事業目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。「条件」については、独立行政法人等の側から公にしないと条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等の側から独立行政法人等の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、一般的には文書による方がその存在の立証において容易であるが、黙示的なものも排除するものではなく、例えば、口頭の場合や、文書によって条件が付されたものではないが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして公にしないと条件が付されたものと合理的に認められる場合なども含まれる。

「提供され」る方法は、書面によるとはされていないところであり、例えば法人等から口頭で提供された情報であって、独立行政法人等の職員が文書等に記録したのも含まれる。

本号ロは、要請の主体は、法人等と非公開の約束をした独立行政法人等であることが基本であるが、当該独立行政法人等と業務が密接に関連した他の独立行政法人等が要請した場合にも、本号ロは適用される。ただし、行政機関が要請した場合には、本号ロは適用されない。

なお、本号は独立行政法人等への情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものであり、独立行政法人等の情報収集能力の保護は、別途、第四号等の不開示情報の規定によって判断される。

2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等の個別具体的な事情ではなく、当該法人等が属する業界（業界に準じて考えられるものを含む。）における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていることだけでは足りない。一方、当該法人等の正当な利益が具体的に害されている場合など当該法人等の個別具体的な事情を勘案する必要はない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する必要がある。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

(4) 本号に該当する可能性がある主な例

1) 本号イの不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断する

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等があることに留意する必要がある

① 生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

i. 生産、技術等に関する情報

- ・製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する情報であって、公にすることにより、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する情報であって、公にすることにより、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・研究開発課題、研究開発成果その他の研究開発に関する情報であって、公にすることにより、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがある情報
- ・その他生産、技術等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ii. 営業、販売、運営等に関する情報

- ・取引先、取引条件その他の通常一般に入手できない個別の取引内容に関する情報
- ・資金調達状況その他の通常一般に入手できない財務に関する情報
- ・販売計画その他の販売上の戦略が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・営業、販売、輸出入、海外直接投資、国際的技術交流その他の国際戦略が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・外国企業による我が国への進出計画、対日直接投資などに係る戦略が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・設備投資計画、用地取得計画その他の運営上の方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
- ・その他営業、販売、輸出入、投資、技術交流、運営等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

iii. 入札、契約手続きなどに際し、法人等又は個人より入手する情報

- ・入札の手続きに関する文書のうち、入札予定者又は入札者の詳細な経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した文書であって、公にすることにより当該入札予定者等の正当な利益を害するおそれのあるもの
  - ・契約締結過程又は契約の結果に関する文書のうち、設計・施行・業務実施上の創意工夫・ノウハウ等であって、公にすることにより入札予定者等に不利益を与えるおそれのあるもの
  - ・契約書等に記載された情報であって、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれのあるもの
- ② 事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する以下の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・雇用方針その他の経営方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
  - ・その他事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ③ 名誉、社会的評価、社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ④ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況などに照らして合理的であると認められるもの
- ・調査・研究報告書作成の過程で、取材源の秘匿を条件として入手した情報
  - ・外部に内容を公表しないと条件で企業等から回収したアンケート票
  - ・貿易、投資等に係る相談業務において入手した個別企業の戦略、案件などについての情報であって、当該企業から公表の許可を得ていないもの

#### 4. 法第5条第三号に関する判断基準

##### 第5条

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

開示請求に係る法人文書に記録されている審議、検討等情報が不開示情報に該当するかどうかの判断基準は、以下の規定の解釈により行う。

##### 【解 釈】

##### (1) 審議、検討等情報（法第5条第三号）

##### 1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関及び独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

##### 2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は本会が開催する有識者、関係行政機関・業界団体等を交えた研究

会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。また、審議、検討又は協議の体制や進め方についての情報も、当該情報が記録された法人文書として作成、取得されていれば、

「審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報」に含まれ、結果的に意思決定に至らなかった審議、検討等の内容等も本号に含まれる。

### 3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続きの確保を保護利益とする。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合（例えば、利害関係の対立の激しい事項についての審議等を行う審議会等において、特定の意見を主張する者に対して、その反対派や利害関係者から、当該発言者やその家族に対し無言電話や嫌がらせが行われるような場合など）には、法第5条第四号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、独立行政法人等内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることを指す。ここでいう

「外部からの圧力」とは、有形無形にかかわらず、直接的なものだけでなく間接的なものも含め、圧力により「不当な」影響を受けるのであれば該当し得る。

### 4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民（地域住民等一定の地域コミュニティや高齢者、労働者等一定の社会階層に限られる場合も含む。）への不当な影響が生じないようにする。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合がこれに該当する。

なお、行政機関等の審査等を経た後、公表される予定となっている文書であっても、審査期間中においては、内容の確定していない文書を公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等があり得ることから、審査終了までの間の請求については本号に該当するものとして不開示となる場合がある。

### 5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合をいう。

4)と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにするものである。ここで、「特定の者」については、具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。また、「利益」又は「不利益」には、経済的なものに限らず、精神的苦痛や社会的信用も含まれ得る。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者や、それ以外の利害関係を有する者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりするおそれがある場合がこれに該当する。

### 6) 「不当に」

本号にある「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益、すなわち公的機関の説明責任を全うする観点から意思形成過程を明らかにすることの利益と、不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で個別に判断する。

## (2) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、独立行政法人等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は他の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当する。例えば、選択されなかった選択肢が公になると将来の審議、検討等の際の選択肢を狭め、将来の審議、検討等に影響する場合がある。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したもの（当該データに対する評価、評価を推測させるもの等、客観的・科学的事実でないものを除く。）であれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

## (3) 本号に該当する可能性がある主な例

本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断する。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等があることに留意する必要がある。

### 1) 公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

- ・ 審議会等における審議、研究会等における討議や具体的な意思決定の前段階として政策、事業実施の基本方針等の選択肢に関する自由討議・検討その他の本会内部における審議、検討等に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの

- ・ 関係政府機関全体又は協議元としての最終的な意思決定に至るまでの過程で政府関係機関等相互間、地方公共団体等との間で行われる協議に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれがあるもの

- ・ 調停、仲裁その他の紛争処理上の事案に関する情報

- ・ 叙勲、表彰等に係る推薦に関する情報

- ・ その他公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

### 2) 公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報

- ・ 関係者による事実関係の確認が得られていない情報

- ・ 外国に関する情報であって、事実関係の確認が取られていないもの

- ・ 専門的な検討を経ていない情報

- ・ 関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報



- ・他国等の安全情勢に関する情報
  - ・その他公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- 3) 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

- ・一定期間後に一斉公表が予定されている法令、基準、規格等に関する情報
- ・招へい対象者の決定等、決定以前に公表されることが想定されていない事項に関する情報
- ・その他公にすることにより特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

## 5. 法第5条第四号に関する判断基準

### 第5条

四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

開示請求に係る法人文書に記録されている事務又は事業に関する情報が不開示情報に該当するかどうかの判断基準は、以下の各規定の解釈により行う。

#### 【解 釈】

#### (1) 事務又は事業に関する情報（法第5条第四号本文）

##### 1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」として本号イからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のあるものがある。

なお、例えば、記者発表など、一定期間後に一斉に公表される予定となっている文書については、公表日前に公にすることにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されるのであれば、本号に該当する。

##### 2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することを指す。

### 3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本内規においては、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性などの種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものである必要がある。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」(法第5条第四号イ)

#### 1) 「国の安全」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどがこれに当たる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

#### 2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等のほか、民族解放団体、自主的に外交関係を処理できる能力を有する国営企業体等の団体も含む。)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力会議(APEC)等)の事務局等(国際機関における「総会、理事会、事務局」のような固有の常設機関が完全には形成されていない国際的な組織(国際フォーラム)や、通常兵器や核物質の拡散防止等のために自発的に国家間で形成された国際協調のための組織なども含む。)が含まれる(以下「他国等」という。)。なお、外国政府や外国の地方政府により設置される貿易振興機関のうち、自主的に外交関係を処理できる能力を有しないものについては、本号でなく第二号(法人その他の団体)に該当し、当該規定により開示・不開示を判断する。

「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反する、他国等に不当に不利益を与えるなど、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

#### 3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉に関する情報(交渉に関して取られた措置や交渉の対処方針の検討過程の資料などについても含まれる。)であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」(法第5条第四号ロ)

#### 1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯材料の普及等、一般に公開しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後にあって、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

2) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続きに準ずるものと考えられる犯則事件の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれがある情報も、本号に含まれる。

(4) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第四号ハ)

1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいい、行政が適切に行われているかを確認するという見地から行う監察もこれに含まれる。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態で確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。

「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、

「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等に係る事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項、監査の手法等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示となる。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは不開示情報に該当する。

(5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第5条第四号ニ)

1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、法に基づく異議申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

2) 「国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等又は地方公共団体が一方の当事者となる上記の契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等（交渉結果や要求・陳情書も該当する場合がある。）を公にすることにより、当事者として認められるべき地位（当事者の地位を含む。）を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示となる。

(6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第5条第四号ホ）

国、独立行政法人等又は地方公共団体が行う調査研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、また、試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合等があり、このような情報を不開示とする。

(7) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（第5条第四号ヘ）

国、独立行政法人等又は地方公共団体が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示となる。

(8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第5条第四号ト）

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。）又は地方独立行政法人に係る事業については、事業の性質上、法第5条第二号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とする。

ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は法第5条第二号の法人等とでは当然異なり、不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

(9) 本号に該当する可能性がある主な例

本号の不開示情報に該当し、不開示となる可能性がある情報の例は、以下のとおりである。ただし、本例は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、画一的、一律的にならないよう留意し、法第5条の規定等の趣旨に沿って慎重に判断する。

なお、個別の情報の具体的な内容等によって、他の不開示情報に該当するものや他の不開示情報にも重複的に該当するもの等があることに留意する必要がある。

1) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがある情報

・我が国の防衛上の能力を減じる等の影響があるおそれがある情報

- ・我が国と他国との関係に関連する安全保障上の利益を損なうおそれがある情報
  - ・平和と安全の維持のための国際的な協力の実効性を損なうおそれがある情報
  - ・我が国の存立基盤としての基本的な経済秩序の維持を損なうおそれがある情報
  - ・その他公にすることにより国の安全が害されるおそれがある情報
- 2) 公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある情報
- ・他国等より公開を前提とせず提供された情報
  - ・他国等との間において、不公表が申し合わされているか、又はその旨が具体的に推測される情報
  - ・公にすることが、当該情報に関係する他国等に対し不利益を与えるおそれ又は他国等の意思や国際慣行に反することとなるおそれがある情報
  - ・その他公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある情報
- 3) 公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報
- ・進行中の交渉に係る我が国の立場を示し、又はこれを類推することに資する情報
  - ・将来交渉となった場合に我が国の立場を示し、又はこれを類推することに資する情報となるおそれがあるもの
  - ・その他公にすることにより他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報
- 4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- ・要人の行動又は警護に関する詳細な情報
  - ・特定の建造物の警備又は情報システムセキュリティに関する詳細な情報
  - ・その他公にすることにより公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- 5) 公にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報
- ・監査等の対象、実施時期、調査事項、監査手法その他の監査等に関する詳細な情報
  - ・試験の管理・監督の手法や判定・評価等の手法に関する詳細な情報
  - ・試験問題、解答例、試験問題の作成要領その他の試験の問題作成に関する詳細な情報
  - ・その他公にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報
- 6) 公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報
- ・事業の実施に関する内外の企業等との交渉方針、交渉結果等に関する情報
  - ・契約に係る予定価格若しくは予定単価、又はそれらが類推されるおそれがある積算単価等の情報であって、公にすることにより契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
  - ・発注案件の詳細情報であって、入札前に公にすることにより、特定の者に利益を与えたり、談合を誘発するなど入札の適正な遂行に支障を及ぼすもの
  - ・訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ、示談等に関する情報
- 7) 公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報
- ・調査研究の課題及びその成果その他の調査研究に関する情報であって、公にすることにより、知的所有権や自由な発想、創意工夫、研究意欲等を不当に阻害するおそれがあるもの
  - ・調査研究の個別具体的な対象等に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握や事後の協力が困難になるおそれがあるもの

・その他公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報

8) 公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

・職員調書、昇任等の推薦者名簿その他の人事査定・評価に関する情報

・人事異動、配属その他の人事構想に関する情報

・その他公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

9) 公にすることにより、国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報

・法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに準ずる情報

第6条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示請求に係る法人文書について、法第6条第1項に基づき部分開示すべき場合に該当するかどうかの判断基準は、以下の規定の解釈により行う。

【解 釈】

I 不開示情報が記録されている場合の部分開示（法第6条第1項）

(1) 「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

1 件の法人文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、法人文書単位に行われるものであるため、法第5条では法人文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合には、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

1) 当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても、声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

2) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがある。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

1) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

2) 部分開示の実施に当たり、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

なお、不開示決定の部分については、理由を提示するとともに、どの部分を不開示としたか開示請求者が認識できる方法をとることが必要である。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

1) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。なお、「残りの部分」が既に公にされている情報のみであることをもって有意な情報ではないとすることは適当ではない。この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断する必要がある。

2) また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めべきものである。

## II 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（法第6条第2項）

(1) 「開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

1) 個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型は法第5条各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示をする。

2) 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第一号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるもの」（法第5条第一号本文）は、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれる。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものが該当し、私人の経済活動に関する情報についても、個人のプライバシーに係る情報であれば人格権に密接に関連し、これに含まれる。



このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用する。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第5条第一号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱う。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示する。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

なお、個人を識別することができる要素は、法第5条第一号イからハまでのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

#### 別添 4

#### 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準（法第7条関係）

第7条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報（第5条第一号の二に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

公益上の理由から不開示情報の裁量的開示を行うかどうかの判断基準は、以下の規定の解釈により行う。

#### 【解 釈】

「公益上特に必要があると認めるとき」

法第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量は、第5条各号においても行われる場合があるが、法第7条では、法第5条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができる。なお、公益上の必要性については、具体的開示請求について、その時点における諸般の事情を考慮して判断することが適当であるが、緊急事態、特殊事情もこの比較衡量の際の考慮要素になり得る。

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

開示請求に対し法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきかどうかの判断基準は、以下の規定の解釈により行う。

【解 釈】

（1）「開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る法人文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された法人文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該法人文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得るものであり、例えば、次のようなものがある。

- ① 特定の個人の病歴に関する情報（第一号）
- ② 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第二号）
- ③ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第三号）
- ④ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第四号イ）
- ⑤ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第四号ロ）
- ⑥ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第四号ハ）

（2）「当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

法人文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るもの（個々の開示請求者が明確に認識し得る必要はないが、一般人を基準とした者が明確に認識し得るもの。）であることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった法人文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、法人文書が存在しない場合に不存在と答えて、法人文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることになる。